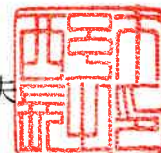


西予市公告第 72 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第 22 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 3 日

西予市長 管 家 一 夫



記

1 建築物の所在地

西予市明浜町高山甲 3365 番地 1

2 建築物の情報

種 類 居 宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

延べ面積 70.38 平方メートル

3 所有者等が行うべき措置の内容

建築物の除却

4 措置の期限

令和 8 年 1 月 5 日

期限までに 3 の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

5 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

西予市建設部建設課

電 話 0 8 9 4 - 6 2 - 6 4 1 0

F A X 0 8 9 4 - 6 2 - 6 5 7 1